

(令和5年度補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 **豊後大野市** (都道府県: **大分県**)  
 本事業の担当部局名 **まちづくり推進課**

事業メニュー	結婚新生活支援事業		
区分	結婚新生活支援		
関連事業メニュー	4.2 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(都道府県主導型市町村連携コース)		
個別事業名	豊後大野市結婚新生活支援事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続
実施期間	令和6年4月1日 ~ 令和7年3月31日	事業開始年度	令和 3 年度
対象経費支出予定額 ※(注)1	6,000,000		円
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	(これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題)※全事業共通 当市の人口の自然動態をみると、一貫して死亡数が出生数を上回っており、自然減が続いています。出生数の推移をみると減少傾向にあり、死亡数は高齢化を背景に緩やかな増加傾向にあり、自然減は直近3年では500人前後となっています。一人の女性が生涯に産む子どもの平均人数を示す合計特殊出生率は、平成30年から令和4年の5年間の平均は、大分県平均1.53を下回る1.34となり、近年は県内市町村で下位に位置しています。また、結婚の状況については、男女ともに未婚率は年々高まり晩婚化が進み、特に男性の未婚率は県平均を上回っています。 このような状況から、当市では、第2次豊後大野市総合計画後期基本計画を令和2年度に策定し、「豊かな福祉社会の実現を目指すまち」を政策目標に掲げ、結婚・出産・子育て支援の充実のための取組を行っています。		
	(当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け) <当年度の少子化対策の全体像>※全事業共通 本市においては、出会い・結婚・妊娠・出産・子育てまで切れ目のない支援をするため、婚活支援事業をはじめ、子ども医療費助成事業(0歳から高校生までの医療費助成)、地域子育て支援拠点支援事業(親子の交流を図る場の提供)、地域子育てサポート事業(登録した会員による子育てのお手伝い)、放課後児童健全育成事業(放課後や長期休暇中における小学生への適切な遊びと生活の場の提供)、ひとり親家庭の支援や障がいのある子の支援等幅広い取組を行っています。平成31年度には妊娠期から子育て期にわたる総合的相談や切れ目のない支援をさらに強化するため、子育て世代包括支援センター「きらきら☆」を設置しています。また、子供たちの教育の中で、ふるさとの魅力を伝え、ふるさとを愛する心を育むためのキャリア教育を推進しています。		
個別事業の内容 ※(注)3	1. 概要		
	【補助対象要件】		
	・所得要件	<input checked="" type="checkbox"/> 夫婦の合計所得が500万円未満	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
	・年齢要件	<input checked="" type="checkbox"/> 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
	【補助上限額】		
	29歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/> 各費用に係る合計が60万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
39歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/> 各費用に係る合計が30万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合	
【対象費目】			
<input checked="" type="checkbox"/> 家賃	<input checked="" type="checkbox"/> 住宅購入費用	<input checked="" type="checkbox"/> リフォーム費用	<input checked="" type="checkbox"/> 引越費用
【継続補助】			
継続補助規定の有無 <input type="checkbox"/> 有			
【その他独自要件】			
なし			

2. 申請見込

①新規世帯見込	12	世帯	②継続世帯見込	0	世帯
上記のうち	ともに29歳以下	8	世帯		
	その他	4	世帯		

【世帯数積算根拠】

令和4年度実績  
 ともに29歳以下 3件  
 その他 2件  
 令和5年度見込  
 ともに29歳以下 10件  
 その他 0件  
 令和4、5年度の実績・見込を鑑み、広報実施による件数増も踏まえて積算

(参考)

【令和5年度申請状況】	実施中
申請世帯数見込	10 世帯
～12月(実績)	1 世帯
1月～3月(見込)	9 世帯

【金額積算根拠】

<上限額>		<積算>	
(29歳以下)	8 世帯 ×	600,000 円 =	4,800,000 円
(その他)	4 世帯 ×	300,000 円 =	1,200,000 円
		(継続補助)	

<積算>	
左記上限額のとおり	

3. 広報の実施予定

市報、市ケーブルテレビ及び市ホームページにて広報を実施。

少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4 ※全事業共通	KPI項目		単位	目標値	現状値
		合計特殊出生率の回復・向上(2025年まで)	%	1.72	1.34 (R4)
	合計特殊出生率の回復・向上(2045年まで)	%	2.30	1.34 (R4)	
	婚活による成婚数	件	3.00	0 (R4)	
	5年後婚姻数推計値(令和7年まで)	組	105	105 (R1)	
参考指標 ※(注)5 ※全事業共通	項目		単位	直近の実績	
		合計特殊出生率		1.34 (R4)	
		婚姻件数	件	69 (R4)	
		婚姻率		2.1 (R4)	
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目		単位	目標値	現状値
	事業内容番号	項目			
		(アウトプット)			
	1	支給世帯実績/支給見込世帯数の割合	%	100	100
		(アウトカム)			
	1	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	60	50
	2	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に支援されていると感じた世帯の割合」	%	60	50
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	県と県内自治体、OITA出会いサポートセンターで構成する婚活支援者ネットワーク協議会で情報交換を行い、県を通して広報活動を行う。				
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	なし				

(注)

1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。

2「自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、次の①～③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、③は記載不要。

①これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題

②当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け

③過年度の本個別事業で浮かび上がった課題の分析及びそれに対する取組(ステップアップ)

3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。

※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和6年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。

5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。

6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中での本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。

※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。

※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。

7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。

8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。